

2007年3月22日

各位

みずほ信託銀行株式会社

### スーパー定期「マイスター」の商品概要説明書における誤表示について

このたび、当社預金商品の一つであるスーパー定期「マイスター」につきまして、その商品概要説明書の一部に誤表示があったことが判明しましたので、下記のとおりお知らせいたします。このような事態を招き、お客さまには多大なご迷惑をおかけし、また皆さまの信頼を損なう結果となりましたことは、誠に申し訳なく深くお詫び申し上げます。

記

#### 1. 経緯

今般、スーパー定期「マイスター」(※1)の商品概要説明書(※2)において、「預入期間1年もの」の利息計算方法に誤表示があったことが判明しました。

#### 2. 誤表示の内容

2004年11月1日から2007年1月24日の期間において、スーパー定期「マイスター」の商品概要説明書の「預入期間1年もの」の利息計算方法につき、本来ならば「単利型」と表示すべきところを、誤って「複利型」と表示しておりました。なお、定期預金規定(※3)上は「単利型」と表記しており、それにもとづき利息は単利型として計算しております。

#### 3. お客さまへの対応

「複利型」として計算した利息の金額が、「単利型」として計算した利息の金額を上回る場合には、その差額をお支払いいたします。なお、該当のお客さまには、既に本件お知らせ文書を個別にご郵送申し上げます。

お客さま専用のお問合せ窓口は下記の通りです。

電話番号	: 0120-526-827(フリーダイヤル)
受付時間	: 9:00~17:00 (3月31日以降の土・日・祝日・銀行休業日を除きます)

#### 4. 差額お支払いの対象となるお客さま数とご契約数

誤表示をしていた期間にスーパー定期「マイスター・預入期間1年もの」をお申込みいただいたお客さまは計21,738名さま、ご契約の件数は計34,503件です。このうち、差額お支払いの対象となるお客さまは計13,778名さま、ご契約の件数は計17,252件となります。また、お客さまにお支払いする差額金は、全体で計115,698円です。

今回の事態を真摯に受け止め、社内管理体制の一層の強化・徹底に努め、再発防止に取り組んで参ります。

※1 スーパー定期「マイスター」

スーパー定期「マイスター」とは、当社のスーパー定期の一つで、販売対象を個人のお客さま、最低お預入れ金額を50万円以上、お預入れ期間を1年、2年、3年、4年、5年の定型方式とする定期預金です。1999年7月より取扱いを開始し、取扱い当初は、「預入期間2年もの」、「預入期間3年もの」及び「預入期間5年もの」だけでしたが、2004年11月より「預入期間1年もの」及び「預入期間4年もの」を追加しました。

※2 商品概要説明書

商品概要説明書とは、商品情報をお客さまにご提供する際に、銀行がお客さまのご要請に応じてお渡しする説明用書面として、「預入方法」や「利息の計算方法」、「中途解約時の取扱い」など、当該商品の概要を記載してあるものです。

※3 定期預金規定

定期預金規定とは、定期預金をお申込みいただく際や、定期預金通帳を発行させていただく際に必ずお客さまへお渡しする書類で、定期預金の支払い時期や利息の計算方法について記載してあるものです。

以上